公立大学法人島根県立大学ネーミングライツ事業募集要項

公立大学法人島根県立大学（以下「本学」という。）は、「公立大学法人島根県立大学ネーミングライツ事業実施要領」に基づき、教育研究環境の充実及び産学連携、地域貢献の推進を目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

１．ネーミングライツ事業

契約により、本学が事業者等に命名権を付与し、命名権を付与された事業者等（以下「命名権者」という。）からその対価（以下「命名権料」という。）を得て、本学の教育研究環境の充実に要する費用の一部に充当する事業をいいます。

２．募集の概要

（１）対象施設　浜田キャンパス　学生会館（1,463 ㎡）
（２）契約期間（命名権の付与期間）　原則３年以上５年以下（更新可）
（３）希望命名権料　600 千円/年（税別）
※希望命名権料を下回る応募も可能ですが、審査の際に評価されます。
（４）募集期間　令和８年 10 月８日（木）～令和８年 12 月４日（金）

３．応募資格

島根県内に事業所を有し、次のいずれにも該当しない事業者等とします。
（１）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う法人等
（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
（３）インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第２条第２号に規定するインターネット異性紹介事業者
（４）貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第２条第１項に規定する貸金業を営むもの
（５）ギャンブルに関わる業種
（６）政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第３条第１項に規定する政治団体をいう。以下同じ。）
（７）宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第２条に規定する宗教団体
（８）会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
（９）行政処分や行政指導に基づく改善命令を受け、改善がなされていないもの
（10）社会問題をおこしている業種や事業者
（11）国税、地方税等を滞納しているもの
（12）その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと理事長が認めるもの

４．命名権の付与条件

（１）命名する別称等（事業者等の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称）は、対象施設の運営に支障を及ぼさないなど、対象施設にふさわしいものとします。

（２）以下に該当するものは別称等に使用できません。

①法律等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

②人権侵害、差別、名誉棄損のおそれがあるもの

③著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

④公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

⑤宗教団体による布教推進を主目的とするもの

⑥風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する営業に関するもの

⑦貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第２条に規定する貸金業に関するもの

⑧その他別称等として適当でないと理事長が認めるもの

（３）対象施設の正式名称は変更せず別称等を命名することとし、原則、契約期間中は、別称等を変更することはできません。また、必要に応じて、正式名称を使用させていただくことがあります。

（４）命名権者には、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

①命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等の別称等のサイン、インフォメーションボード、看板等を設置できます。なお、それらの設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。

②本学の公式ウェブサイト等において、バナー広告を掲載します。

③命名権者は、命名権者であることを PR することができます。

④その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

５．費用負担、維持管理責任について

（１）別称等の表示（サイン、看板等の設置及び変更）に係る必要な経費は、命名権者の負担とします。

（２）契約期間の満了及び命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします。

（３）別称等の設置及び看板の切り替え、撤去などの維持管理については、本学の施設管理者と事前に十分協議のうえ、命名権者の責任で行ってください。

（４）別称等及び看板を掲出する際には、施設に負担のない方法で固定するなど、地震等の際の転倒・落下に対する防止策を十分に行い、本学の施設管理者の安全確認を受けてください。

（５）本学の責めに帰すべき事由を除き、命名権者は掲出された別称等及び看板に関する一切の責任を負うものとし、適切に設置・管理してください。

６．現地視察等

現地視察等を希望される場合は、事前に下記の問い合わせ先までご連絡ください。

７．提出書類

ネーミングライツ事業実施要領（別記様式第１号）「実施申込書」及び関係書類

８．選考方法

本学が設置するネーミングライツ審査委員会において、資格要件、応募の趣旨、命名権料、契約期間、別称等その他の提案内容、事業効果等を総合的に判断し選考します。また、応募者が１者のみの場合も、命名権者としてふさわしいかどうかを判断します。なお、応募者の多寡に関わらず、採用とならない場合もあります。

９．選考結果の通知、公表

選考結果は、全ての応募者に通知するとともに、本学のウェブサイト等で公表します。

10. 契約の締結

本学は、命名権者の決定を通知した事業者等と命名権の契約を締結します。正式に契約を締結した後、事業者等の名称、施設等の別称等及び契約期間等を発表します。なお、命名権料については、命名権者が非公開を希望した場合は非公開とすることもあります。

11. 命名権料の納入

原則として、本学が発行する請求書により指定された期日までに、年度ごとに一括して納入していただきます。

12. 命名権者の責務

別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、命名権者が負うこととします。

13. 契約の解除

本学は、以下に該当するとき、命名権の付与を取り消し、契約を解除することができることとします。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とし、既納の命名権料は返還しません。

（１）指定する期日までに命名権料の納入がなかったとき。

（２）命名権者の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難なとき。この場合において、命名権者は、本学に違約金を支払うものとし、違約金の額は、本学と命名権者との協議の上で決定します。

（３）「５．応募資格」（１）～（12）のいずれかに該当するに至ったとき。

（４）その他本学が命名権の付与を取り消すことを必要と認めたとき。

14. その他留意事項

（１）申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。

（２）提出された書類は、返還しません。

（３）提出された書類は、必要に応じ複写します。

（４）提出された書類は、島根県情報公開条例又は捜査機関の開示請求に基づき開示する場合があります。

15. スケジュール

令和８年 10月８日（木）　公募開始

12月４日（金）　公募〆切

12月中旬　選考　命名権者決定

令和９年 １月　契約締結

４月　事業開始

16. 申込書の提出先及び問合せ先

公立大学法人島根県立大学　企画調整課

〒802-8577 島根県浜田市野原町 2433-2

TEL:0855-24-2201 FAX:0855-24-2208

Email:kikaku@u-shimane.ac.jp